主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高見沢博の上告趣意は、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない(なお自首があつたとの主張は、刑訴三三五条二項の主張にあたらないから、この点について原判決に所論の違法はない。判例集七巻八号一七三七頁参照)。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三二年七月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂 坂	潤	夫